

大阪府監査委員告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年1月28日

大阪府監査委員	和田	秋夫
同	赤木	明夫
同	清水	涼子
同	藤原	敏司
同	大西	寛文

委員意見に対する措置

（府の保全対象施設における緊急補修工事の委託契約について）

監査対象機関名	大阪府住宅まちづくり部（公共建築室）	
監査実施年月日	平成24年6月19日から同年8月10日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>公共建築室では、府の保全対象施設の緊急補修業務について、主として補修方法の検討や補修業者の選定等補修工事発注を行うまでの調整事務と実際の工事の契約事務について、長期にわたり大阪府住宅供給公社（以下「公社」という。）に随意契約により業務委託している。また、公社でも、府から委託された事務のうち、実際の工事業者との契約については、随意契約で行っている。こうした契約実態が、長期にわたって行われているため、当該業務委託の公平性及び透明性を確保できない状態となっている。</p> <p>したがって、当該業務委託を行う際の公社の優位性を再評価するとともに、その委託契約のあり方について検討されたい。</p>	<p>（当該委託業務のあり方）</p> <p>府の保全対象施設における補修工事の契約事務及び当該工事にかかる設計等関連業務については、府から長期にわたり大阪府住宅供給公社に随意契約により業務委託していたが、平成26年度より、補修工事の契約事務については、直接府から、保全対象施設の補修工事ごとに発注することとし、その発注方法は財務規則等に基づき、入札又は随意契約により行うこととした。</p> <p>また、当該工事にかかる設計等関連業務についても、平成26年度から一般競争入札により発注し、競争性を確保した。</p>